

## ○議案第48号 守口市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝総務建設委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、建築基準法の一部改正により、建ぺい率の緩和に伴う許認可などに係る手数料を設定するほか、準防火地域内の耐火建築物や準耐火建築物等も建ぺい率の限度が緩和されたことなどに伴い、関係条例において所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、国においては、密集市街地における大規模火災の発生などを受け、建ぺい率の緩和条件の見直しなどが行われたところであり、市としても法改正の趣旨等について広く周知するなど、安全なまちづくりに向け、啓蒙、啓発に取り組まれないとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。